

身体障害者用自動車改造事業補助金の申請から請求までのご案内

- 障がい者ご本人が所有し、かつ、ご本人が運転する自動車で、操作装置の改造（運転の便宜が図られるもの）に要する費用が補助対象事業費となります。

※車両購入費の補助ではありません。

- 補助金は、改造に要した費用の1／2で、上限額は、10万円になります。
- ご本人及びご家族の所得を確認させていただきます。

※所得制限があります。（特別障害者手当の所得制限を準用。）

【① 交付申請】

「身体障害者用自動車改造事業等補助金交付申請書」に記入していただき、下記の書類を添付して、飯田市福祉課へ提出してください。

- ・ 改造費用のわかる見積書と改造前の写真
- ・ 改造内容の分かるパンフレット等
- ・ 運転免許証（写し）
- ・ 身体障害者手帳（写し）

※車検証（写し）

⇒ 新車等の場合、実績報告時に提出いただいても構いません。

◎ 申請前の改造は、補助の対象となりません。

- ・・・審査後、福祉課から決定通知書と実績報告書の用紙をお送りします。

【② 実績報告】

決定通知が届きましたら、自動車の改造を進めて下さい。

改造が終わりましたら、「身体障害者用自動車改造事業等実績報告書」へ記入していただき、領収書・改造後の写真を添付して飯田市福祉課へ提出してください。

- ・・・審査後、福祉課から確定通知書と請求書の用紙をお送りします。

【③ 請求書】

確定通知書と「身体障害者用自動車改造事業等補助金交付請求書」が届きましたら、請求書に必要事項を記入していただき、飯田市福祉課へ提出してください。

- ・・・後日、指定口座に補助金を振り込みます。

飯田市役所福祉課障害福祉係 本庁舎A棟1階 電話：0265-22-4511 内線5715 FAX：0265-22-8133
--